

改正

令和3年3月17日条例第5号

都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、角田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 市長が諮問した都市計画に関すること。
- (3) 市の景観の形成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に意見を述べることができる。

(組織等)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人
- (2) 市議会の議員 4人
- (3) 県の職員 1人
- (4) 市民 2人

2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2年とし、同項第2号に掲げる者につき任命される委員の任期は、議会の議員としての任期による。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(角田市都市計画審議会条例の廃止)

2 角田市都市計画審議会条例（昭和44年角田市条例17号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月17日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。